

新居浜市で事業を営んでいらっしゃる方々へ ～今、事業支援制度が入りこんできました。整理してお伝えします。是非ご活用を！～

- ・時短要請に応じた夜に酒類を提供するお店に2段階の【時短協力金】が出ます。さらに、国の【一時支援金】(次ページ)の併給も可能です。
- ・時短協力金の受給者以外の事業者は、【県・市連携 えひめ版応援金】は今年1月～5月の業況によって給付が可能となります。これは 国の【一時支援金】【月次支援金】(次ページ)との併給不可に注意してください。

【酒類提供飲食店への時短協力金】

- 東予地域など(県の松山市以外)の酒類を提供する飲食店の営業5～21時まで、酒類提供11～20時30分までの時短要請に応じた場合
- ・4月26日～5月19日の全期間時短
⇒第1弾協力金(24日分)の支給対象
- ・5月20日～5月31日の全期間時短
⇒第2弾協力金(12日分)の支給対象
- 時短に応じた協力金は【中小企業】は前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円/日。【大企業】等は、1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式を選択可(上限20万円/日)
- 国の【一時支援金】(次ページ)との併給が可能。一方、国の【月次支援金】との併給は不可
- その他詳細条件:市HP「愛媛県 営業時間短縮等協力金 FAQ 松山市以外の市町」
- 申請受付
申請書類は市のHPからダウンロードし、添付書類と合わせて郵送または市役所1階専用窓口持ち込み
【第一弾】5月20日より
【第二弾】6月以降(第二弾後にまとめて提出も可)
- 担当は産業振興課 0897-65-1260(平日8:30-17:15)

【県・市連携 えひめ版応援金】

- 今年1月～5月のうち、いずれかの月の事業収入の前(または前々)年同月比減少率で30%以上
- 比較対象月の属する年の事業収入が個人120万円以上、法人240万円以上
- 法人:20万円、個人事業主:10万円 給付
(※飲食店取引事業者は20万円 但し条件有得る)
- 時短協力金、国の【一時支援金】、【月次支援金】の受給者は対象外
- 詳細条件は市のHPにて6月以降発表予定
- 申請書類は市より詳細発表後、市のHPからダウンロードし、添付書類と合わせて郵送または市役所窓口持ち込み
- 担当は産業振興課 0897-65-1260(平日8:30-17:15)



お気軽にご意見やご相談をお寄せください!

衆議院議員

白石 羊一



西条市新田197-4 TEL 0897-47-1000

Fax 0897-47-1001 info@shiraishi.cc

(私の携帯は 080-5685-0025)

ご意見・ご相談はQRコード
からWebで送信できます



- ・国の【**一時支援金**】は**2回目**の緊急事態宣言（今年1月～3月 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県および福岡県）の影響緩和のもので、**今年1～3月**が対象。一方
- ・【**月次支援金**】は、**3回目**の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響緩和のもので、**今年4月以降**が対象で、**対象地域に愛媛県が入るので【一時支援金】と保存書類が異なりえます。**
- ・双方の併給は可能です。

(緊急事態措置の影響緩和の為の)
【**一時支援金**】

○ 第2回緊急事態措置地域の時短飲食店と直接・間接取引があるか、宣言地域の外出・移動自粛の直接的影響により、**今年1～3月のいずれかの月の事業収入が対前年（または対前々年）比50%以上減の法人最大60万円、個人最大30万円給付**

○ 【一時支援金】給付対象の影響の判定に、中小企業庁資料 (https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf) を参照下さい。V-RESASの利用方法の説明があります。そのP.33 **新居浜・西条の旅行関連事業者（飲食、旅客運送、小売り等）**は本ページ↓を判定根拠の保存書類とすることができます。

○ 提出書類「一時支援金に係る取引先情報一覧」は(2)の②と③の✓だけで済む事業者が東予地域にも多くあると思われますのでご確認下さい。



○ **一時支援金の申請は5月末締切で、仮登録・申込すれば2週間程度の延長可能です。**とにかく申請送信して、後に修正するのの一つの方法です。但し、【えひめ版応援金】で設けている重複給付禁止の条件にはご注意ください。

(緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和の為の)
【**月次支援金**】

○ 第3回緊急事態措置地域・まん延防止等重点措置（愛媛県等）の時短飲食店と直接・間接取引があるか、措置地域の外出・移動自粛の直接的影響により、**今年4月以降の月の事業収入が対前年（または対前々年）比50%以上減の法人最大20万円、個人最大10万円給付**

○ 【時短協力金】や【えひめ版応援金】との重複給付不可

○ 保存書類：時短営業の影響を示す書類として、「時短営業の要請を受けた飲食店又はその間取引先（卸売市場、流通事業者等）との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」等。

【一時支援金】【月次支援金】の申請

○ 申請前に「登録確認機関」の形式的な確認が必要です。商工会議所、商工会は登録確認機関です。会員でしたら電話だけの対応も可ですのご相談下さい。既に取引のある税理士等の場合も同様です。

- 電子申請のみ
- ・ 電話相談 0120-211-240
または 03-6629-0479
- ・ 申請サポート会場 予約制(ネットか0120-211-240) 松山市三番町4-9-12 電算ビル

【**事業の展開にかかわる各種補助金**】
国、県、市がそれぞれ出していますが、**事業再構築補助金は予算1.1兆円の規模の非常に大きな制度です。**

事業再構築補助金 ポストコロナ・ウィズコロナ時代に合った事業の仕方に転換を支援	売上(任意の3か月)がコロナ前比で10%以上減少の事業主(含個人) 事業計画を商工会議所等の認定経営革新支援機関や金融機関と策定 ■通常枠:新分野展開や業態転換等の支出の最大1億円までを中小は2/3、中堅は1/2補助 ■特別枠:上記に加えて「新たな一時金」の条件に合う企業は最大1,500万円上乗せ	https://jigyousaikouchiku.jp/ 電子申請のみ コールセンター: 0570-012-088
生産性革命推進事業	通常枠 低感染リスク型ビジネス枠 (対人接触機会の減少、感染防止に資する)	生産性革命推進事業 ポータルサイト https://seisansei.smrj.go.jp コールセンター: 03-6837-5929
①ものづくり補助金 (設備導入、システム構築) 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等	最大1,000万円 補助率: 中小1/2 小規模2/3	最大1,000万円 補助率2/3
②持続化補助金 (小規模事業者の販路開拓等の為の取組支援)	最大50万円 補助率2/3	最大100万円 (感染防止対策費も一部支援) 補助率3/4
③IT導入補助金 (ITツール導入やテレワーク環境の整備)	最大450万円 補助率1/2	最大450万円 (テレワーク対応類型は最大150万円) 補助率2/3
国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業 第三次募集!(6月22日締切)	インターネットやデリバリー、給食やこども食堂への食材提供の取組を行う場合の経費を最大1億円給付 補助率1/2	https://hanrotayouka.jp/ 電話相談 0570-030525
コロナ対応 新ビジネスモデル補助金	コロナによる社会経済環境の変化に応じた新しいビジネスモデル(キッチンカー、ネット販売、ドライブイン形式でのテイクアウト等)の展開する事業主(含個人)を支援 補助率2/3 最大100万円を補助	新居浜商工会議所 0897-33-5581
新ビジネスチャレンジ支援	商工会議所の指導による経営計画策定し、新ビジネスに取り組む事業主の経費に対し 最大50万円(補助率2/3) 10件限り	新:産業振興課 0897-65-1260
事業再構築促進支援	国の「事業再構築補助金」の申請に必要な事業計画策定の経費に対し 最大10万円 30件限り	新:産業振興課 0897-65-1260
中小企業振興助成制度 一般の制度だがコロナ対応も対象になりうる	共同施設設置事業(最大9,000万円)、事業所設置事業(最大1,000万円)、空き店舗活用事業(最大100万円)、新製品開発事業(最大200万円)、共同研究事業(最大100万円)、倒産防止対策事業(最大50万円と最大9.6万円)、人材養成事業(最大100万円)、市場開拓及び催物等事業(最大100万円)、インターネットショップ等活用販路拡大事業(最大200万円)、生産性向上機器導入事業(最大200万円)、IT・IoT導入事業(最大200万円)、雇用促進事業(最大100万円)、人材確保事業(最大30万円)、労働環境改善事業(最大30万円)、女性活躍環境整備推進事業(最大500万円)	新:産業振興課 0897-65-1260
市外から新居浜市内へ サテライトオフィス誘致支援	① サテライトオフィスの整備に給付最大1,000万円(補助率3/4) ② サテライトオフィス入居経費に給付最大1,440万円(補助率3/4)	新:産業振興課 0897-65-1260
プレミアム付地域商品券 (そうりゃ新居浜)	・プレミアム付地域商品券を6月から販売 (市役所送付の世帯ごとに1人1枚購入引換券で購入) ・加盟店舗に対して感染症対策備品(アルコール板など)や消耗品(消毒液など)購入費1店舗10万円支給	新居浜商工会議所 0897-65-1151